平成２５年（フ）第７６号
札幌市豊平区月寒中央通７丁目７番７―202号
債務者　元原　育美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０号
札幌市清田区里塚２条３丁目15番14号　サンフラワーＢ―101号
債務者　菅原　輝哲
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３号
京都府舞鶴市字福来724番地13―103号
債務者　藤田　笑子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第８５２号
大阪府藤井寺市沢田１丁目19番10号
債務者　遠藤千恵子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２３６号
堺市西区津久野町２丁１番17―306号
債務者　山田　真彰
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３２０号
堺市北区新金岡町３丁２番４―301号
債務者　志茂　博司
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３２６号
大阪府羽曳野市誉田６丁目４番14号
債務者　門戸　明男
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３４５号
堺市西区山田３丁1058番地１
債務者　奥野　修子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３６１号
堺市西区鳳西町２丁13番地２　サンリゾート辻愛301号
債務者　宮本　裕子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
大阪府富田林市常盤町８番14号―２
債務者　加田　　浩
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
堺市堺区翁橋町１丁５番26号　メゾンド・ミュウミュウ203号室、住民票上の住所大阪市港区波除４丁目２番12号
債務者　坂本　華苗
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７４号
大阪府富田林市寿町３丁目１番６号
債務者　相馬　勝也
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
岡山県総社市門田1375番地
債務者　渡邉　　悟（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２４３１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄８丁目17番地
破産者　井上　妙子
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４６号
岩手県奥州市水沢区西上野町10番16号
破産者　亡鈴木吉野相続財産
1　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
2　一般調査期日　平成25年５月９日午前10時
平成25年２月７日　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１７２号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西茶原38番地の１
破産者　有限会社吉田鉄工所
1　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
2　一般調査期日　平成25年５月17日午前10時30分
平成25年２月８日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第８７０号
広島市南区翠２丁目14番３―102号
破産者　奥崎富美枝
1　破産債権の届出期間　平成25年３月11日まで
2　一般調査期日　平成25年５月17日午後２時30分
平成25年２月８日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４８号
仙台市宮城野区岩切字昭和北５番地の７　アートヒルズⅠ―201
破産者　芳賀　章浩
1　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
2　一般調査期日　平成25年５月９日午前11時40分
平成25年２月12日
仙台地方裁判所第４民事部破産係